安曇野市浄化槽清掃業許可申請等の手引き

（令和５年８月）

安曇野市市民生活部環境課

安曇野市役所本庁舎２階　５番窓口

〒399-8281　安曇野市豊科6000番地

　電　話　0263-71-2000（代表）

　　　　　0263-71-2490（直通）

　ＦＡＸ　0263-72-3176

Email haikibutsutaisaku@city.azumino.nagano.jp

**目　次**

　（ページ）

１　許可申請にあたって　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

２　許可申請に係る注意事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

３　許可申請書類　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２

４　変更届及び廃業届　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３

【参考　後見等登記事項証明書について】　・・・・・・・・・・・・・・・・　４

１　許可申請にあたって

　浄化槽清掃を業として行う者は、浄化槽清掃業の許可を受けなければなりません。

２　許可申請に係る注意事項

（１）必要書類等を添付した許可申請書の正本１部を提出してください。副本が必要な場合は各自準備をお願いします。

（２）審査を迅速に行うため法定書類以外の書類についても提出をお願いしています。

（３）**許可申請書等に不備又は不足がある場合には、書類の補正を求めることがあります。**

（４）許可申請等に伴う様式は「浄化槽清掃業許可申請等の書式集」を参考にしてください。

（５）許可申請を受け付けるときに、次の許可申請手数料を金融機関に納入していただきます。なお、納入された手数料の返還はできません。申請手数料は以下を参照してください。

（６）許可申請の受付は、事前予約制で行います。あらかじめ安曇野市市民生活部環境課に予約の上、お越しください。

〔申請手数料〕

|  |  |
| --- | --- |
| 区分種類 | 浄化槽清掃業 |
| 新　規　許　可 | 10,000円 |
| 許可証の再交付 | 1,000円 |

３　許可申請書類

　　浄化槽清掃業を行う場合には「浄化槽清掃業許可申請書」（様式第12号）に必要な書類等を添付して、申請をしなければなりません。

　　必要な添付書類は以下の通りです。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 提　出　書　類 | 書類番号 | 省略可能 | チェック |
| 法人の場合は定款又は寄附行為及び登記事項証明書 | 添付１ | ○ |  |
| 個人の場合は住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書 | 添付２ |  |  |
| 誓約書 | 添付３（書式１） |  |  |
| 環境省関係浄化槽法施行規則第11条第４号「浄化槽の清掃に関する専門的知識、技能及び二年以上実務に従事した経験を有していること。」を証する書類 | 添付４ |  |  |
| 事業計画説明書 | 添付５ |  |  |
| 業務経歴書 | 添付６ | 〇 |  |
| 従事者名簿 | 添付７ |  |  |
| 自動車写真等 | 添付８（書式２） |  |  |
| 浄化槽管理士免状写し又は浄化槽清掃実務講習会修了証の写し | 添付９ |  |  |
| 申請者が法人であるときは、役員の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書 | 添付10 |  |  |
| 申請者が浄化槽清掃業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であるときは、その法定代理人の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書 | 添付11 |  |  |
| 印鑑証明（\*登録している印鑑を使用すること） | 添付12 | 〇 |  |

注　証明書等は、申請の日から起算して３ヶ月以内に発行されたものを提出してください。

４　変更届及び廃業届

浄化槽清掃業許可申請書の記載事項に変更があったときは、浄化槽清掃業変更届出書（様式第14号）により市長に届出しなければなりません。

また、次に掲げる事項に該当するときは、以下の者が30日以内に浄化槽清掃業廃業等届出書（様式第15号）を市長に提出しなければなりません。

　　一　死亡した場合　その相続人

二　法人が合併により消滅した場合　その役員であった者

三　法人が破産手続開始の決定により解散した場合　その破産管財人

四　法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散した場合　その清算人

五　浄化槽清掃業を廃止した場合　浄化槽清掃業者であった個人又は浄化槽清掃業者

であった法人の役員

【参考　後見等登記事項証明書について】

**後　見　等　登　記　事　項　証　明　書　に　つ　い　て**

　（後見等）登記事項証明書は、欠格要件のうち、成年被後見人又は被保佐人に該当していないかどうかを審査するために必要になる書類です。

　以下により、交付を受けて添付してください。

１　交付申請する書類

　　成年被後見人又は被保佐人として登記されていないことの証明書

２　申請手続

　(1) 窓口申請の場合

　　　全国の法務局（札幌・仙台・東京・名古屋・大阪・広島・福岡）及び地方法務局の本局戸籍課窓口で取り扱っています。

　　※ 長野県内では、下記の窓口でのみ取り扱っています。

〒380-0846　長野市旭町1108

長野地方法務局　戸籍課

℡　026-235-6629

　(2) 郵送申請の場合

　　ア　東京法務局のみの取り扱いとなっていますので、下記へ申請してください。

〒102-8226　東京都千代田区九段南1-1-15　九段第２合同庁舎（４階）

東京法務局　民事行政部　後見登録課

℡　03-5213-1360（ダイヤルイン）

　　イ　申請書の様式は、東京法務局（後見登録課）のほか、最寄りの法務局・地方法務局及びその支局、法務省ホームページ等でも入手できます。

　　ウ　申請書に、１通につき300円の収入印紙（手数料）を貼付し、返信用封筒（あて名を明記の上、返信用切手を貼付したもの）を同封し、送付してください。

３　御不明な点は、東京法務局（後見登録課）又は最寄りの法務局・地方法務局にお問い合せください。